

# アメリカのマイノリティ運動（承前）

—アジア系と先住民—

## 日本太平洋資料ネットワーク（JPRN）

### 一、アジア太平洋系社会の歴史と構造変化

#### アジア太平洋系社会の歴史的發展

アメリカ本土におけるアジア太平洋系社会の歴史は、ゴールド・ラッシュとともに始まった。カリフォルニアで金鉱が発見された翌年の一八四九年、これに一獲千金の夢を託した「四九年者」と呼ばれた八万人の男たちの中に、三二五人の中国人が含まれていたのである。カリフォルニアが第三一番目の州として、アメリカ合衆国に加わる一年前のことであった。

その後、アメリカ本土に渡る中国人の数は急増し、一八

五二年には二万人に達した。これらの中国人の三分の二は、鉱山で働いていたとみられる。彼らの多くは、自分たちで数十人規模のグループを作り、作業に当たった。だが、ゴールド・ラッシュはいつまでも続かなかった。六〇年代中頃には、金山からの収益は減少し始めた。鉱山労働に従事する中国人の割合は、七〇年には、中国人全体の三分の一に減ってしまった。

代わって重要性を増したのが、鉄道建設労働である。セントラル・パシフィック鉄道などの鉄道会社による中国人の本格的な採用は、一八六五年から始まった。それから二一年間に、セントラル・パシフィックは、一万二、〇〇〇人の中国人を雇い入れた。その数は、同社の労働者全体の九〇％にのぼった。

一八六〇年代に、鉱山を後にした中国人の多くは、都市へ流入した。その中心になったのが、サンフランシスコである。六〇年に、サンフランシスコで居住していた中国人は、わずかに二、七〇〇人余りにすぎなかった。一〇年後に、この数は一万二、〇〇〇人へと急増した。当時、サンフランシスコの四大産業といわれた靴、たばこ、繊維、毛織物産業に従事していた中国人の割合は、これらの産業の労働者全体の四六％に達した。それは、都市労働者としての中国系アメリカ人の形成を意味していた。

中国人は、農村でも重要な労働力を提供していた。一八七〇年に、カリフォルニア州の農業労働者に占める中国人の割合は、一八％であった。その後も、中国人労働者の農業進出は進み、特に同州の北部の農場や果樹園の労働者では、「ほぼ全てが中国人」といわれる状態になった。実際、一八八〇年には、サクラメント郡の農業労働者の八五％が中国人によって占められていた。

一八八〇年までに、アメリカにおける中国人の人口は、一〇万人を突破した。これは、当時のアメリカの総人口の〇・四％にすぎない。しかし、農業や一部の都市の産業における中国人労働者のプレゼンスの拡大は、黄禍論となつて、彼らの排斥を主張する声と剣出しの暴力を生み出していった。八二年の中国人排斥法は、その頂点をなした。

中国からの移住を事実上禁止するという内容ともなった中国人排斥法の効力は、絶大であった。一八九八年には、アジアから大量の移民が流入していたハワイがアメリカに併合された。一九〇〇年に、このハワイを除いたアメリカ本土における中国人の人口は、九万人足らずとなった。さらに、一九二〇年には、六万人余りと、一八七〇年以下に落ち込んでしまった。

中国人が排斥された後、導入されたのが日本人である。一八九〇年、アメリカ本土における日本人の人口は、二、〇〇〇人余りにすぎなかった。しかし、一九一〇年には、七万二、〇〇〇人と、中国人の七万一、〇〇〇人を凌駕するに至った。さらに、三〇年には、中国人の人口は一〇年前とほぼ同様であったのに対して、日本人は一三万八、〇〇〇人に達した。これらの日本人移民は、中国人と同様、当初は鉄道建設や農業労働に従事していたが、次第に農場を経営したり、都市へ移住していく者が増えていった。

だが、日本人もいつまでも歓迎されていたわけではない。まず、一九〇八年の日米紳士協定によって、日本人の労働移民が事実上禁止された。さらに、日本人は、農業から閉め出された。外国人土地法が一三年にカリフォルニア州で成立したことは、その象徴的な出来事であった。日本人をターゲットにした土地所有を禁止する法律は、その

後、西部の各州で制定されていった。さらに、二〇年に、カリフォルニア州議会は、外国人の農地のリースも禁止する法律を制定した。これらの立法措置の背景には、荒野を肥沃な農地に変え、作物を収穫する日本人農民への脅威が白人農場主の間に広がったことがある。

日本人への排斥は、一九二四年の移民法の改定において頂点に達した。同法は、帰化不能の外国人の移住を禁止するという措置を盛り込んでいた。帰化不能の外国人とは、一七九〇年に制定された法律の中にある「帰化は白人のみに認められる」という条項を適用したものだ。二四年の移民法は、通常、排日移民法と呼ばれているように、名指しこそしていないものの、日本人を狙ったものであることは誰の目にも明らかだった。

日本人労働者の空白には、フィリピン人が導入された。アメリカは、一八九八年から一九三四年までフィリピンを併合していた。このため、フィリピン人はアメリカ市民として本土に自由に往来できたのである。しかし、フィリピン人の移住も、二九年に始まった大恐慌以降、急速に減少していった。

第二次世界大戦中から戦後にかけて、アジア太平洋地域からのアメリカへの移住は、徐々に緩和されていった。一九五二年に成立したマッカーラン・ウォルター法は、帰化不

の社会が存在するようになっていく。

新旧の移民社会の間には、求心力と遠心力の双方が働いている。旧移民の二世、三世、あるいは四世による新移民への援助活動に象徴されるような一定の協力、協調関係がみられるのは、同じ民族的背景をもつたつのグループの間に、依然として強い求心力が作用していることを物語っている。

その反面、新旧の移民社会に存在する経済的な格差や言語をはじめとした文化的な相違を背景にして、両者が離反、対立する現象も現われている。

旧移民社会の人びとの多くがミドル・クラスへ成長し、専門職につき、郊外に邸宅を構えて暮らす一方、新移民が老朽化の進んだ都市の狭い地域の中で低賃金、加重労働、そして失業に怯えながら生活するといった図式は、そのひとつである。一九七九年の統計によれば、アメリカ生まれのフルタイムの中国系労働者の年間中間所得は、一万五、七〇〇ドルであった。しかし、台湾や香港生まれの労働者は、フルタイムでも年間一万一、八〇〇ドルを得ていたにすぎない。他のアジア系アメリカ人とアジアからの移民の間にも、同様の所得格差がみられる。

反対に、資金をもって渡米した新移民や新移民によるビジネスが、旧移民社会の貧困層やスモール・ビジネスと対

能外国人の条項を撤廃した。同法の下におけるアジア太平洋地域からの移民の受け入れには、まだ差別的な要素が強く残っていたが、この条項の撤廃はアジア太平洋系社会にとって朗報であった。そして、六五年に至り、各国からの移民を年間二万人まで受け入れることを認めることを骨子とした移民法の改定が行われた。

#### アジア太平洋系社会の複雑な現状

戦後のアメリカの移民政策、とりわけ一九六八年から実施に移された非差別的な六五年移民法の結果、六〇年代後半以降、アジア太平洋諸国からの移民が急増した。これにともない、六〇年には八八万人に満たなかったアジア太平洋系の人口は、七〇年には一四三万人、八〇年には三四六万人へと増加し、九〇年には七三〇万人となった。過去三〇年間で一〇倍近い驚異的な増加率である。

この移民主導型の人口増は、アジア太平洋系社会の内部構造を根本的に変化させた。一九世紀から二〇世紀の初頭にかけてアジアや太平洋地域からアメリカに移り住んだ人々とその子孫から成る旧来のアジア太平洋系社会は、アジア太平洋系全体としてみれば全くの少数派に転落してしまっていた。新しい移民たちは、より大きな自分たちの社会を形成した。このため、アジア太平洋系社会には、新旧ふたつ

立を引き起こすことも少なくない。アメリカの大都市における地価や家賃の高騰をもたらし、旧移民社会の居住者やビジネスをはじめとした地域社会に悪影響を及ぼしている。と非難されているのは、日本企業だけでは、香港や台湾からの投資にも、同様の声があがっている。両者の間には、ひたすら遠心力が作用しているようにみえる。

アジア太平洋系社会は、さまざまな民族的、文化的背景をもつ数多くの集団から成り立っている。長い歴史をもつ中国系や日系、フィリピン系には、強力な旧移民社会が存在する。その一方、一九七〇年代以降、難民として流入した人々によって形成されたばかりのベトナム系やカンボジア系の社会がある。両者の相違は余りにも大きく、ひとつのアジア太平洋系社会というコンセプトは成立しえない状況にある。

まとまりのないアジア太平洋系社会という現実が、ここに生まれる。にもかかわらず、外部社会にとって、アジア太平洋系社会は単一のものとして映るといってもひとつの現実がある。この現実には、アジア太平洋系社会と外部社会との関係にも大きな影響を及ぼしている。

アジア太平洋系社会全体としてのプレゼンスの拡大が、外部社会にとって自らのテリトリーが侵食されるような脅威として映るようになってきている事実は、そのひとつだ。一

一九九〇年の国勢調査で、アジア太平洋系の人口が過去一〇年間に倍増したことが明らかになった。これを伝えた一部のメディアは、見出しに「アジア系の侵略」という表現を用いた。そのことは、外部社会のアジア太平洋系社会に対する強い脅威の気持ちを如実に示しているといえよう。

アジア太平洋系社会における旧移民の一部のミドル・クラス化や、新移民のローカル・ビジネスへの積極的な参入、日本や香港、台湾などからの大資本の進出は、外部社会のアジア太平洋系に対するイメージを大きく塗り替えた。それまでの中国系の「苦力」に代表される貧しい肉体労働者から、教育程度も高く、技術、専門職に従事する「モデル・マイノリティ」への転換である。成功したモデル・マイノリティとみなされたアジア太平洋系の人々に対して、外部社会からは、羨望とともに、それ以上の成功を警戒する意識も生まれてきた。

換言すれば、アジア太平洋系の人びとは、社会的にも経済的にも弱者であり、差別され、抑圧される存在から、成功者への脅威感などから叩かれる存在へと変化した。これに対して、公民権運動以降、アジア太平洋系の権利拡張を訴えてきた人びとは、モデル・マイノリティは神話にすぎず、アジア太平洋系のトップ・マネジメントへの参入には、目に見えない障壁、グラス・シーリング（ガラスの天

井）が存在する、という主張で対応するようになっていく。

このように、アジア太平洋系社会には、内部的だけでなく、対外的にも極めて複雑な状況が存在している。この状況を具体的に明らかにするために、以下で、モデル・マイノリティとグラス・シーリングの問題を中心に、アメリカにおけるアジア太平洋系社会の構造変化の現実と、外部社会との関係について検討していくことにしよう。

#### モデル・マイノリティの虚像と実像

モデル・マイノリティということばを最初に用いたのは、社会学者、ウィリアム・ピーターセン。一九六六年のことであった。

しかし、アジア太平洋系の人びとに対するステレオタイプを示すことばとして、これが一般的に知られるようになったのは、一九八〇年代に入ってからのことである。その最大の功労者は、有力な週刊誌として知られるニューズ・ウィークだ。中国人排斥法成立からちょうど一〇〇周年に当たる八二年一月六日付けの同誌が、「アジア系アメリカ人『モデル・マイノリティ』という見出しを掲げた四ページにわたる特集記事を掲載したのがそれである。

この特集記事は、全てのアジア太平洋系の人びとがアメ

に達していた。次に、教育レベルをみてみよう。一九八〇年時点において、高校の後半期に当たる一六歳から一七歳の児童のうち、実際に学校に通っている者の割合は、白人で八九％、黒人で八八％、ヒスパニック系で八〇％であったのに対して、日系、中国系は九六％とはるかに高く、アジア太平洋系の中では最低のベトナム系も九〇％と他人種を上回っていた。大学生や大学院生の年齢に当たる二〇歳から二四歳の就学率では、さらに顕著な開きがみられた。白人が二四％、黒人が二二％、ヒスパニック系が一八％にすぎなかったのに対して、日系は四八％、中国系は六〇％に達し、アジア太平洋系では最低のフィリピン系も二七％と他人種に比較すれば高い数字を示していた。

当時、一流大学として知られるハーバードの学生の八％、カリフォルニア大学バークレー校（UCB）の学生の二一％が、アジア太平洋系であった。人口比では全体の二％に満たなかったことを考えれば、一流大学におけるアジア太平洋系の学生比率の高さは、たしかに驚異的といえよう。また、このことは、将来のエリート層の多くがアジア太平洋系によって占められる可能性を示していた。

これに対して、アジア太平洋系の団体や研究者などからは、当然のように反論が出された。所得水準については、

リカ社会で成功している、と主張しているわけではない。実際、記事の中には、アジア太平洋系社会の中にも問題があることを指摘している部分もある。だが、当時、テレビの三大ネットワークのひとつであるCBSのニュース・キヤスターとして、年収六〇万ドルを稼いでいた三六歳の中国系女性、コニー・チャンの紹介から記事スタートさせていることに見られるように、アジア太平洋系成功者というイメージが作り上げられやすいというような構成をとっている。

ニューズ・ウィークは、アジア太平洋系アメリカ人がモデル・マイノリティと呼ばれる根拠として、彼らの所得水準の高さや高学歴化をあげている。たしかに、数字を見れば、アジア太平洋系がモデル的な地位を占めているかのような印象を受ける。

まず、所得水準をみてみよう。一九七九年時点における、全米の中間世帯所得は、一万九、九〇〇ドルであった。白人家庭の中間所得は、二万八〇〇ドルとこれを上回っている。当時、日系、インド系、フィリピン系、中国系、韓国系、ベトナム系の六つの民族グループは、アメリカにおけるアジア太平洋系の九五％を占めていた。この六つのグループの中間世帯所得は、二万三、六〇〇ドルと白人家庭の平均を大きく上回った。特に、日系は二万七、三五〇ドル

世帯平均で判断するのは妥当ではない、というのだ。その理由は、アジア太平洋系の家庭では、複数の人が就労していることが多いことだ。世帯ごとではなく、フルタイムの労働者ひとり当たりの中間所得で比べると、アジア太平洋系は、最高のインド系の一万八、七〇〇ドルから最低のベトナム系の一万一、六〇〇ドルまで、大きな開きがある。これに対して、白人は一万五、七〇〇ドル、黒人は一万一、三〇〇ドル、ヒスパニック系は一万一、七〇〇ドルとなっており、アジア太平洋系のばらつきと大差はない。

とはいえ、ひとり当たりで比べても、アジア太平洋系の中では中国系や日系も、白人より高い所得水準を得ていることも事実だ。したがって、少なくともアジア太平洋系全体が白人より所得水準が著しく低いという主張は、妥当性に欠けるといえよう。むしろ、アジア太平洋系の中で、こうした不均衡が発生していることが問題だろう。

教育レベルの問題では、アジア太平洋系の就学率が他の人種より飛び抜けて良いこともあり、この事実そのもののへの反論はほとんど見当らない。むしろ、日系人の社会学者でUCBのロナルド・タカキ教授のように、アジア太平洋系の学生が技術系や科学の分野に集中している傾向を問題にしている。というのは、こうした傾向は、管理者としてよりも技術者としてみなされがちなアジア太平洋系のステ

レオタイプを反映したものだ、と解釈されているからだ。また、最近では、アジア太平洋系がマイノリティとして扱われないことや、十分な成績をもちながらアジア太平洋系であるがゆえに不利益を被るなどの点が問題になってきている。

例えば、アイビー・リーグ校のひとつ、プリンストン大学では、一九八〇年代半ばに、アジア太平洋系の学生が八・五割を占めるまでになり、アジア太平洋系をマイノリティとしてアファーマティブ・アクションの対象として扱うことから除外することを決定した。

また、UCBは、一九八七年から、アジア太平洋系が得意とするSATと呼ばれる標準テストと高校時代の成績を基準にして入学を決定する割合を四割に減らし、客観評価を除いた方法による選抜の割合を三割に増やした。後者は、一般にアジア太平洋系に不利といわれ、実際、アジア太平洋系の入学者は、志願者が増加したにもかかわらず、減少している。

#### グラス・シーリング打破の闘い

一九八九年五月二五日。グラス・シーリングの打破を目指すアジア太平洋系社会の人びとにとって、忘れることができない日だ。この日、カリフォルニア大学ロサンゼルス

校(UCLA)のチャールズ・ヤング学長は、同校教育学部のドン・ナカニシ教授に終身在職権を認可したのである。それは、二年半にわたる同教授とアジア太平洋系社会の粘り強い闘いの成果であった。

アメリカの大学には、日本の終身雇用制に似た終身在職権という制度がある。この制度は、それぞれの専門分野における学術的な成果が認められた教員に与えられるものだ。それは、単に一部の教員の雇用保障に関する特権ではなく、学問の自由を保障するための制度といわれている。

アジア系アメリカ人に関する研究などで功績をあげているナカニシ教授は、一九八六年二月、UCLA教育学部の終身在職権審査委員会の審査で、終身在職権の認可に積極的な評価を受けた。これにより、認可は問題ないと思われた。しかし、その後、同委員会のバートン・クラーク議長がナカニシ教授への終身在職権認可に反対する書簡を発表、事態は一転して険しいものとなった。

クラーク議長は、委員会の審査には出席していなかった。これは極めて異例のことだ。というのは、通常、議長は、終身在職権の候補者の業績などを報告する役割を負っているからである。また、こうした書簡を審査の席で発表しないことは、審査規則にも違反する重大な問題であった。

一九八七年に入ってから、ナカニシ教授は、UCLAの苦情処理委員会に問題を持ち込んだ。同委員会は、再審査を行うべきとの結論を出した。再審査では、終身在職権を認めるべきだとの勧告が行われた。しかし、この勧告をUCLA全体の終身在職権審査委員会は却下、ナカニシ教授への終身在職権は認められないとの結論が出された。ヤング学長はこれに基づき、終身在職権の申請を却下する決定を行った。

この過程で、ナカニシ教授の最も重要な研究成果が審査の対象に含まれていなかったことが明らかになった。同教授は、再び苦情処理委員会に訴えた。同委員会は、審査が不正であったとして、新たな審査委員会を設置して、審査をやり直すように勧告した。

ナカニシ教授への終身在職権を認めないことはアジア太平洋系への差別である、という認識が学内はもとより、アジア太平洋系社会やマイノリティ社会へ広がっていった。それは、同教授の闘いへの支援となって現われた。全米の有力な公民権団体の大半が加盟している南部キリスト教指導者会議のメンバーやカリフォルニア州上院のアート・トレス議員なども、同教授支持のデモに加わった。日系社会からも、公民権運動に積極的な日系米市民協会(JACL)などの団体はもとより、日本企業のメンバーも多い南カリ

フォルニア日系商工会議所などの保守的な団体もナカニシ支持を表明するに至った。

このような社会的な圧力もあり、ナカニシ教授の終身在職権はついに認められた。同教授は、この間、約一五人にのぼるカリフォルニア大学の各校の教授や、それとほぼ同数の他校の教授から、不明瞭な理由により終身在職権が拒否されたとの報告を受けたという。

同教授のことばを裏付けるように、その後、終身在職権の認可をめぐるアジア系の教授と大学側との間の問題が続いている。カリフォルニア工科大学のマーク・タノウエ教授の例は、そのひとつだ。

タノウエ教授が終身在職権の申請を行ったのは、一九八八年末のことだ。翌年五月に開かれた終身在職権審査委員会では、賛成五、反対〇、欠席一で、同教授への終身在職権を認可する意見が多数を占めた。しかし、翌月開かれた学部間評議会では、一転して反対五、賛成〇で終身在職権の申請が却下された。

分子神経遺伝学という特殊なフィールドを専門にするタノウエ教授の学術的な成果は、高く評価されている。ハーバードやUCB、ノースウエスタン、テキサス大学、コロラド大学など各地の一流大学から、同教授に終身在職権の提供と引き替えに教鞭をとることを要請する申し入れが行

われていることは、その評価の高さを示しているといえよう。タノウエ教授は、その後、UCBに移る一方、カリフォルニア工科大学を相手取って法廷闘争に入った。しかし、

一九九一年六月、両者の間で和解が成立、このケースは結着した。なお和解内容は、秘密扱いとなるため、不明である。

ナカニシ教授やタノウエ教授への終身在職権の申請拒否は、アジア太平洋系の人びとへのグラス・シーリングの存在を示すものという見方も強い。グラス・シーリングとは、トップ・マネジメントの地位を目前にしなから、人種差別などの目に見えない障壁によって、そこへ到達できないことへのアジア太平洋系の人びとの不満やいらだちを表現したことばである。ふたりの教授のケースは、管理職への登用という問題に関連してのものではないが、彼らの前に目に見えない障壁が立ちふさがったという意味においては、グラス・シーリングを示すものといえよう。

では、グラス・シーリングは、果たして存在するののか。存在するとしたら、それはどの程度のものであるうか。アジア太平洋系の団体や研究者たちは、トップ・マネジメント層へのアジア太平洋系の進出の不十分さを明らかにすることで、その存在を証明しようとしている。

一九八八年の統計によると、会社の管理職や役員についている人びとの割合は、全米平均で一二%であったのに対

して、アジア太平洋系の場合、わずか八%にすぎない。また、全米の大手企業一、〇〇〇社の取締役や役員二万九、〇〇〇人のうち、アジア太平洋系は〇・五%にも満たなかった。教育現場でも、同様の傾向が見られる。学生の二五%がアジア太平洋系で占められているUCBでも、一〇二人のトップ管理職のうちアジア太平洋系は、ひとりだけである。これらの数字は、たしかに目に見えない障壁の存在を示唆しているといえよう。

### 「豊かな」アジア太平洋系の課題——結びに代えて

モデル・マイノリティやグラス・シーリングの問題は、新しい時代におけるアジア太平洋系社会が直面している現実のひとつである。それは、「豊かな」アジア太平洋系社会が、さらなる豊かさを求める動きといってもよいだろう。こうした動きは、アジア太平洋系のみならず特有の現象ではない。

一九九〇年夏、ゴルフのメジャー選手権のひとつ、全米プロの会場となったアラバマ州にあるシヨール・クリーク・カントリークラブは黒人を締め出している、という批判が黒人社会から起こった。実際、このゴルフ場には、黒人の会員がひとりもいなかった。シヨール・クリークのような、有名なプライベートのゴルフ場の会費は、極めて高

い。平均的な黒人が収められるような額ではない。経済的にかなり裕福な人びとだけが払えるものだ。換言すれば、この批判は、社会の頂点にいる人びとにとっての公正さや平等の対応を求めたものである。

マイノリティというと、社会の底辺の存在というイメージがつきまとう。しかし、マイノリティの全てが底辺にいるわけではない。ミドル・クラスやアッパー・クラスのマイノリティも存在する。とすれば、マイノリティの中でも、それぞれの階層により、異なった闘いが展開されるのは当然だろう。アジア太平洋系社会におけるグラス・シーリングに対する闘いは、このようなマイノリティの新しい状況における闘いという脈絡の中で理解される必要がある。しかし、この闘いは、新たな問題も提起している。

マイノリティはこれまで、自らを社会の底辺の存在として位置付け、また外部からもそうみなされてきた。そこに、自らの社会的地位の向上を求める行為が社会的正義と一致すると主張できる大きな根拠があった。だが、今日の現実には、マイノリティ全体が社会の底辺の存在でないことを示している。それだけでなく、彼らの闘いも、この現実を前提としたものになっている。そこにおいて、彼らの闘いの正当性と社会的正義の一致という命題は、常に真理であるとは限らない。

とはいえ、マイノリティ社会の中に、社会の矛盾が集中的に現われることは、今も事実である。その矛盾は、とりわけ社会の底辺層に最も厳しく現われる。社会矛盾の最大の被害者は、底辺のマイノリティだということである。そこには、アジア太平洋系も多数含まれている。「豊かな」アジア太平洋系にとって、自らの闘いを社会的正義と一致させるには、この底辺のマイノリティを同時に支援する必要がある。さもないければ、彼らの闘いは、利己的なものとなり、マイノリティの階層分化をさらに進めてしまうだろう。

アジア太平洋系社会の個々の民族グループの中では、ミドル・クラス化した二世、三世の移民支援活動のような、弱者救済も行っている。しかし、アジア太平洋系社会全体として不均衡が生じていることにも示されるように、民族グループ相互の支援は十分とはいえない。そこには、言語や文化の相違といった問題も存在しよう。しかし、それを乗り越えなければ、アジア太平洋系社会の階層分化は、固定、強化されてしまうだろう。

「豊かな」アジア太平洋系による他の貧しいマイノリティを支援する必要性は、緊急の課題となっている。死者まで出す事態を招いている、ニューヨークやロサンゼルスにおける韓国系移民と黒人の対立や、ロサンゼルス近郊のロ

ングビーチにおけるカンボジア系難民とヒスパニック系の軋轢などは、「豊かな」アジア太平洋系と貧しいマイノリティの経済的格差を背景にした悲劇である。

アジア太平洋系社会は今、自らの豊かさを真実のものとして実現する段階に入った。その豊かさを自分だけが享受しようとするのか、それともマイノリティ全体のものに広げていこうとするのか。二一世紀を目前にして、アジア太平洋系社会は、このことを真剣に問われている。

(柏木 宏)

## 二、北米先住民

### ——「インディアン」

#### 侵略によってきずかれたアメリカ国家

アメリカは湾岸戦争の中で、「野蛮なイラクの侵攻」を非難し「正義の戦争」を声高に唱え続けた。しかし、侵略を原理的に否定したら、アメリカという国家はこの地上に存在していなかった。アメリカ合州国は、「インディアン」と呼ばれる人々への侵略と虐殺によってつくられた国家である(後注参照)。

コロンプスのアメリカ「発見」以前、現在アメリカ合州国となっている地域には、二四〇民族、約一〇〇万の先住

民が住んでいた(四一五〇〇万との説もある)。彼らは、

アメリカの「建国」が進む中で、確実に滅ぼされ奥地へと追いやられていく。一六〇七年、バージニアで最初のイギリス人植民活動がはじまった時、白人たちは、好意的な先住民に対し、武装して貢納を要求、数年後には早くも三つの周辺小部族を滅ぼし、二つの村を破壊している。

一七七六年、アメリカ独立。その格調高い独立宣言は、しかし、インディアンを「残忍な蛮族」呼ばわりし、「独立戦争」は、イギリスに対してだけでなく、西方のインディアンに対する土地支配権確立の戦争としてみたらかわれた。

一八三〇年代には、ミシシッピ川以東のインディアンが西部に強制移住させられ、さらにその後、開拓が進むにつれて西部からも駆逐される。一八六〇年代以降、先住民征伐戦争は最終段階に入り、「ウーンデッドニーの虐殺」(一八九〇年)で、インディアンの抵抗は最後のとどめが刺される。これ以後、もはや先住民の組織的軍事抵抗はなく、居留地に囲い込まれたインディアンは人口二〇万人台にまで激減して、「滅びゆく民族」と言われる。

だが、インディアンは滅びなかった。人口は現在二〇〇万に回復し、一九六〇年代の「レッドパワー」の時代を経て、過去を取り戻すための運動がはじまっている。

#### ウーンデッドニー虐殺の謝罪

ウーンデッドニーの虐殺からちょうど一〇〇年。一九九〇年の一月二十九日、サウス・ダコタの虐殺地には、数百人のインディアンが集まっていた。零下四〇度に冷え込んだ早朝、祈りの儀式の中で、人々はこの忌まわしい過去を追悼する。馬にまたがった約一〇〇名は、指導者ビッグ・フットたちの一隊が死に向かって行進した二二〇マイルの道乗りを二週間かけてたどってきた。零下五〇度にもなる極寒の沿路。行進を完遂したひとは、「このような条件に耐えることこそ、先祖の苦しみをしのぶにふさわしい」と語る。

インディアンたちは、一〇〇年後も同じ闘いを継続していた。参加者の中には、一九七三年、この地での武装占拠行動を闘った「アメリカ・インディアン運動」(AIM)のラッセル・ミーンズ、デニス・バンクスらの姿もあった。彼らは、この日、儀式に出席しようとしたサウスダコタ州知事の前に立って入場を拒んだ。

「我々にとって、これは決して容認できない虐殺だった。米陸軍にこのようなことをする権利はない。このようなことを再び起こさないために、ウーンデッドニーを忘れ去らせてはいけない」。

ウインデッドニー生存者協会(WKSA)のマリオ・ゴンザレスがそう語る。彼らはこの日に向けて、虐殺の謝罪・補償を議会に対して求めてきていた。

「家族からウインデッドニーの話を聞かされるたびに私たちは深く傷つき、魂の底から嘆き悲しむ。米国政府は大きく立って、この虐殺を誤りと認め、正当な補償を行わなければならない。」

九月二十五日の米上院インディアン問題委員会公聴会で彼らは訴えた。米国の正式な謝罪と一人二、〇〇〇ドルの賠償、それに、虐殺の地のナショナル・モニュメント(国の重要史跡)化を求めた。要求の実現は難しいと言われていたが、議会は予想外に速やかに対応し翌月、上下院が相次いで謝罪決議を挙げた。「議会は……インディアン戦争期の最後の武力対立としてのこの事件の歴史的重要性を確認し、……ここに、合衆国を代表して、犠牲者と生存者の子孫及び部族社会に対し深い遺憾の意を表明する。」

賠償とナショナル・モニュメント指定は実現しなかったが、インディアンたちは、九一年の議会で再びその実現を迫る。

### メイン州の三分の二をインディアンに

北海道の三分の二を返せとアイヌ民族が要求したら、日

本国家は何と答えるであろうか。メイン州北部のパサマクオッディ民族は、同州約三分の二が彼らに属するとの訴えを起こし、部分的土地返還と補償をかちとっている。

一九七二年、先住民たちは、一七九〇年のインディアン通商法に照らして、土地を奪った一七九四年の条約は違法だと連邦政府に訴えた。二〇〇年前に成立したこの法律は、米連邦政府との「公けの条約」によらないインディアンからの土地取得は無効だとしている。しかるに問題の条約は州政府(当時のマサチューセッツ州政府)しか関わっていない。裁判所は条約の違法性を認め、インディアン諸部族に「信託上の」責任をもつ連邦政府は州に対して条約を無効とする訴訟を起こす義務があるとした。

同判決は連邦控訴(第一巡回区)裁判所でも支持され、連邦政府は一九八〇年になって和解案に合意した。連邦政府が二、七〇〇万ドルの連邦委託基金、及び、三〇万エーカーの森林地購入のため五、四五〇万ドルの土地取得基金を先住民側に支払うとの内容である。三〇万エーカー(一二〇〇平方キロ、神奈川県の約半分)は、当初の要求・一、二五〇万エーカーから見れば少ないが、長い略奪の歴史の後の貴重な土地奪還であった。二、七〇〇万ドルの連邦委託基金はいわば補償金であり、これによって「メイン・インディアン請求処理基金」が設置され、老人福祉や失

業対策、経済開発などの資金に使われていく。

日本で、例えば北海道の一部をアイヌ領とするような判決が出たり、一〇億円の補償金が支払われるような事態は考えられない。「たった二〇〇年の歴史しかない米国は、二〇〇年前の法律を楯に二〇〇年近く前の条約の非を認め、一〇〇年前の虐殺にも謝罪する。一五〇〇年以上の歴史を誇る日本は、五〇年もたない過去を簡単に水に流す。日本には、語の真実の意味での歴史がない。」

インディアンに対する補償はこれだけではない。一九四六年に設置されたインディアン請求委員会の裁定だけでも、二五〇件、補償金支払い総額五億ドルを越えている。

### 現在のインディアン

米国内先住民の人口は、一九九〇年現在二〇〇万人である。八〇年の一四〇万人から四二兆の急増だ。自然増加率も年間二・八兆と高い(米国平均の二倍)が、インディアンとしての誇りの回復とともに、自分をインディアンとして申告する人も増えている。

連邦政府の公式に確認するインディアン部族は、現在約五〇〇あり、インディアン総務局(BIA)管理下の居留地等が、ミッシンッピー以西、特に西南部と北部中央を中心に、約五五〇〇万エーカーある。これはほぼ日本の本州

の面積に等しい。第二次大戦後、都市への人口移動が進み、現在インディアンの六割が居留地外に居住する。

インディアンの人びとは一九二五年のスナイダー法で米国民権を与えられ、米国民になっているが、過去の条約などを厳密に解釈すれば、インディアン諸民族は依然として米国政府と「政府対政府」の関係を結ぶ独自の主権体である。各部族は部族政府を形成し、憲法をもつ。部族政府は、居留地内での課税権、公債の発行権など、州政府に準じる権能をもつ。居留地内には州法が及ばず独自の法がつけられる。例えば州が禁じているギャンブルを居留地内で認めることもできるし、税金なしでタバコを販売することもできる。独自の法執行と裁判の権限も認められているが、最近の連邦裁判例では、同一部族外の者には適用できないという限界がつけられている。

部族政府には通常、選挙で選ばれる議長と評議会があり、部族政府の中核をなす。そしてこの部族政府を管轄する連邦政府機関として、インディアン総務局(BIA)がある。BIAは、基本的に合州国のインディアン統治機構であるが、建前上は、あくまで、インディアン諸部族の自決を促進するための機関だということになっている。年間約三〇億ドルの予算をもち、各部族政府の予算をそのなかから割り当てる。局長をはじめとするBIA首脳部のほとんど

ど、また、BIA全職員の八割がインディアンである。インディアンの人びとの生活は依然として改善されていない。居留地での失業は四〇%前後、上位一〇の大規模居留地での失業は平均七五%にのぼる。アルコール中毒、結核、糖尿病、交通事故死傷者は全米平均の三〜四倍に達する。最近では若年層でのエイズの増加が懸念されている。

### 多様な運動のひろがり

一九九〇年に注目を集めた運動は、カナダ・ケベック州のカネサタケ・モホーク民族の土地への権利をめぐる武装闘争であった。同州オカ（モントリオール）の西約二〇キロ）でゴルフ場拡張計画がもちあがり、敷地内にモホーク民族の墓地があったことから、同民族の「戦士同盟」が敷地にバリケードを築きはじめた。七月一日にこれを排除しようとしたケベック州警官隊との間に衝突がおこり、警官一人が死亡。八月初めから四、四〇〇人のカナダ軍が投入され、最後までたてもった五〇人が九月二六日に投降した。武器をもった闘争は、必ずしもインディアンの人びと全てには支持されなかったが、先住民の土地への主張を人びとに強く印象づけた。

七〇年代から活発な運動が続いているのは、西南部のビッグマウンテンでのナバホ（ディネ）民族強制立ち退き問題である。一九九一年八月九月には、カナダ横断の「聖なる走り」が行われる。西端のビクトリアを八月五日に出て、九月二七日にモホーク民族蜂起の地・カーナワケに到達する。各地のインディアン居住地を訪ねながら、母なる大地と自然を癒し人びとの間の絆を深める。

走るという形態の運動はインディアンの人びと独特のもので、長い歴史がある。昔からインディアン諸民族の間には走る役割の人が居て、部族間の通信連絡を担当していた。一九五〇年代から六〇年代にかけては、各民族の長老たちによる「統合の旅」（ユニティー・キャラバン）が組織され、居留地間の交流とインディアン文化の継承発展が図られた。これは一九六七年で中止されたが、一九七六年にバンクーバーで行われた「長老サークル」を契機に復活する。七八年のカリフォルニアを初めに毎年、聖なる走り（ラン）が繰り返され、一九八八年には、ニューヨークからロサンゼルスまで初の大陸横断のランが実現する。八八年にはアメリカ横断—日本横断のラン、九〇年にはロンドン・モスクワ間七、一三〇マイルのランが行われた。

題である。一九七四年に制定されたナバホ移住法により、ナバホ・ホビ混住地からナバホ民族が追い出されることになった。立ち退き差止め訴訟が起こされていたが、一九八九年末、連邦地裁（フィーニックス）がこれを却下、最後の望みが絶たれた。現在、混住地内に約二〇〇家族のナバホが残っている。

自然を大切に考える方から、インディアンの方決を求める闘いは、しばしば開発反対運動という形をとる。日米マイノリティー会議でも、インディアン代表がブラック・メサでの石炭採掘への反対を表明し、ここで掘られる石炭が東京電力に売却される問題を訴えた。ケベックのモホーク民族の闘争も、ゴルフ場の建設反対が発端だった。居留地内に多量に埋蔵されるウランの採掘にも反対が強く、先住民による国際ウラニウム会議が一九八八年六月、カナダのサスカチュワンで開かれた。ネバダ核実験場では、土地への権利を主張するショショーニ民族が、核実験と核汚染に反対して平和運動家と共同行動をしている。

米国の環境保護運動は白人中産階級の運動だとも言われるが、インディアンだけは例外的にエコロジストとの連携が進んでいる。九〇年四月のワシントンでのアースデイ（地球の日）には、二〇〇以上の先住諸民族からの参加があった。同七月にはナバホ居留地で有害物質に関するインデ

一九九二年はコロンブス上陸五〇〇年目にあたる。これを記念する行事が目だっている中、インディアンたちの抗議運動も開始されている。九〇年一〇月、デンバーのコロンブス・デーのパレードで、ラッセル・ミーンズらのAIMが抗議行動を展開し、翌年は抗議行動を全米に拡大すると表明している。

### インディアンとアイヌ民族

インディアンの問題を考える場合、私たちは常に日本の先住民・アイヌ民族の存在を忘れてはならない。第一回日米マイノリティー会議の中でも、侵略、虐殺、土地取り上げ、ダム建設、開発による自然破壊、墓の掘り起こし、学者による人骨の収集など、北米インディアンとアイヌ民族は、あまりに似かよっていることが確認された。

北米においては、常に破られるためであったにせよ、一応インディアンとの間に国際条約が結ばれ、これが今日権利回復の一つの根拠として生きている。しかし、アイヌモシリへの侵略では、条約などは一切結ばれず、土地は一方的に取り上げられ、和人に払い下げられた。

北米先住民は「居留地」に囲い込まれるが、アイヌ民族にはこのような最低限の土地さえ残されなかった。それどころか、アイヌ民族集住地・二風谷の土地がダムの底に沈

められようとしている。

アイヌ民族の土地取り上げを決定的にした北海道旧土人保護法（一八九九年）は、米国の一般割当法（ドーズ法、一八八七年）を模倣したものである。ドーズ法は、インディアン共有地（保留地）を、家長の場合で一六〇エーカー（約六五ヘクタール）ずつインディアン個人に割り当て、その農民化をはかるものであった。北海道旧土人保護法は一戸当たり一万五、〇〇〇坪（約五ヘクタール）以下をアイヌ民族に下付し、同じくその農民化を図った。ドーズ法が、結局インディアンの土地売却を加速したように、アイヌ民族に下付された土地も八〇%以上が和人の手に落ちた。米国においては、悪法のドーズ法は一九三〇年代に廃止された。しかし、日本の旧土人保護法は今でも生きてい

る。

米国の理想に燃えたニューディールの時代（一九三〇年代）はインディアン再組織法（一九三四年）を生み、インディアン自治政府の設置と部族憲法を制定する方針を導入した。わずかではあるが、連邦資金によるインディアン所有地の回復も試みられた。これらの施策は、必ずしもインディアン側から内発的に出たものではなく、成果もかんばんしかなかったが、これを契機にインディアン内部に権利回復に向けた動きが活発化している。

インディアン抑圧の歴史を見て、「アメリカはひどい」で終わりにすることはできない。日本はどうか、が常に問われなければならない。日本の対応があまりにもひどいので、米国のインディアン管理政策でさえ立派に見えてしまうという問題状況の中に私たちはいる。

#### 博物館よ、遺骨を返せ

日本では、アイヌ民族の骨が盗掘などによって大量に大学研究室に所蔵されていることが問題になっている。米国にも同じ問題があるが、最近、これを返還する動きが出ている。

一九八九年九月、米国の代表的研究・博物館機関、スミソニアン研究所が、所蔵する一万八、五〇〇体のインディアン遺骨、その他埋葬品を、帰属を主張する各民族に返還することに合意した。全てを無条件に返還せよとのインディアン側の主張に対し、個人や民族への帰属がはっきりしたもののみ返還するという妥協が成立したものである。同年末までに、国立アメリカンインディアン博物館建設の法案が成立し、この中で、博物館運営においては学術研究より「人びとの祖先に対する人間的な考慮が優先する」との原則が明記された。

九〇年八月には、カリフォルニア州議会が、同州内の州

立大学・研究機関の所蔵する一〇〇万片以上の遺骨を返還する法案（AB二五七七）を可決した。あらゆる州立機関は、所蔵する遺骨・埋葬品をインディアン諸部族に報告し、要請があれば返還することを求められる。新設の先住民アメリカ人遺産委員会が、遺骨の所属すべき部族の検討、決定をする。その予算として一五万ドルが割り当てられる。

大学では、前記カリフォルニア州法でカバーされる州立大学の他、スタンフォード大学が、八九年六月、所蔵する五五〇のインディアン遺骨の返還を決定した。ミネソタ大学、サウスダコタ大学、ネブラスカ大学なども返還に動いている。

運動は遺骨の返還にとどまらない。ワシントン州ウェナッチーでは、一年以上前のインディアン墓地と見られる遺跡が発見され、発掘がはじまっているが、インディアンたちは「部族と埋葬地への侮辱はもう止めてほしい」と反対運動にたちあがっている。イリノイ州のディクソン・マウンドでは、九〇〇年前のインディアン墓地が博物館化され、二・三六体の遺骨が埋葬された状態で見られるようになっている。インディアンの人びとはこの部分の展示を閉鎖するよう要求し、インディアン遺骨の公开展示を全面的に禁止する法案も作成中である。考古学者の間には、こうし

た動きは、焚書と同じ学術研究への攻撃だとする意見もある。しかし、文化や先祖への思慕を優先する考えが次第に市民権を得はじめている。

#### 経済的自立をめざして

一九八〇年、部分的土地返還と補償を実現したメイン州のパサマクオッディ民族は、その後、経済開発の寵児に踊り出た。彼らは八二年に、かちとった補償金でメイン州最大規模のブルーベリー農園と二つのラジオ局を買収し、八三年には、今をときめくLBO買収（買収先資産を担保にした借金による買収）でニューイングランド地方最大のセメント工場を買いとった。赤字と公害の垂れ流し状態だったこの工場を彼らは黒字にたて直し、効率的な公害防止システムを開発した。五年後、彼らは同工場を転売し、六、〇〇〇万ドルの利益を上げてウォールストリートを驚愕させた。人口二、七〇〇人のパサマクオッディ民族がメイン州屈指の投資基金をもつことになった。

一方、ミシシッピのチヨクトー民族は、五つの自動車部品工場と一つのグリーティング・カード工場を経営し、部族社会内失業率を八〇%から二〇%に引き下げた。総雇用数一、二〇〇人は、同州上位一五位以内に入る企業規模である。オレゴン州のウォームスプリングス居留地（ワス

コ民族、居留地人口二、五〇〇人)では、八二年に完成した水力発電所が年間四、〇〇〇万ドルの収益をあげ、その他経営を含めて一、〇〇〇以上の雇用(給与額年間一、六〇〇万ドル)を創出した。その他、アリゾナのソルトリバー・ピマ・マリコパ民族、ニューメキシコのジカリラ・アパッチ民族、ノースダコタのデヴィルスレイク・スー民族などが活発な地場産業を展開している。

インディアン諸民族による「資源ナショナルリズム」も高まっている。一九七六年に結成されたエネルギー資源部族評議会(CERT)は、石油など相当量の地下資源を有する部族社会の連合体であり、「アメリカ・インディアンのOPEC」と形容された。相当数の部族政府がエネルギー関連部局をつくり独自の地下資源開発をはじめている。ブラックフィート民族首長のパーソンによれば、「一九五〇年代には我々は静かに石油会社の指示に従うだけだった。しかし六〇年代には我々の指導者たちは自らの主張をはじめた。七〇年代には、どうすれば我々の資源から利益を生み出せるか試行錯誤をはじめた。今、ごく最近になってから、我々は石油ガス産業についてノウハウを得、これに参入するようになった」。

インディアンによる経済開発はすべてがうまくいっているわけではない。むしろ失敗している例の方が圧倒的に多

い。しかしパーソン首長は言う。「確かに我々は失敗をする。しかし、自分たちによる失敗は、外の人間の失敗で苦しむより苦痛も小さい。我々は学ぼうとしており、後に続く者が、我々がかつて感じたような孤立感を感じないようにすることが出来る」。

自決には、経済自立が不可欠である。例えば現在、インディアンの人びとの収入の四四％は連邦、部族政府関係の給与所得、つまりBIA予算からきている。このような経済的依存がある限り自立はないし、実際、レーガン政権時代にインディアン関係予算がカットされると、居留地内にたちまち失業が増大した。だが、インディアン部族政府の経済開発の本身には問題も多い。例えば軍事工場誘致の事例が多く、地对空ミサイルやヘリコプターの部品、カムフラージュ・ネットその他軍事関係機器が居留地で製造されている。コネクチカット州のマッシュンツェット・ペコッツ民族は、居留地内にカジノ場を建設する法廷論争に勝利したが、人口一五人の居留地が賭博場で経済を立てていくことに批判も多い。ミシシッピー・チョクトー民族は九一年四月、部族政府の進める有害物質埋め立ての開発計画を住民投票で葬りさった。部族政府は、ビジネス上の信用を失墜させたと嘆くが、住民側からの当然の批判と言えよう。

大規模開発は、必ずしも部族内の雇用を増進しない。特に軍需工場の場合、高学歴の部外者の雇用率が高くなる。経営の外部からのコントロールも強まる。何よりも、大規模開発は、部族経済の内的発展と結び付かない。例えば、最貧困レベルにあるサウス・ダコタ州パインリッジ居留地では、BIAから入る年間八、二〇〇万ドルの資金のほぼ九一％が居留地外に流れ出てしまう。小売店、理髪店、自動車修理業、フェンス修理業その他生活に必要なビジネスが居留地内に圧倒的に不足しているからだ。いたずらに大規模開発を追うのではなく、自生的な経済ニーズのための開発が必要だとの意見がある。

例えば、カリフォルニアの「第七世代基金」(SGF)は、居留地の生活に密着した小規模開発に助成し、「適正技術」の開発を唱導する。ミネソタ州オジブワ民族の間での野生米流通生協、パインリッジ・オガララ・スー居留地でのキルト製造サークル、ニューヨーク州モホーク民族のエネルギー効率化住居プロジェクトその他への助成を行ってきた。かつてインディアンによるアルカトラズ島占拠行動にも参加したプログラム・ディレクターのマイク・マイヤーは、小規模開発は確かに急激な経済変化をもたらさないが「持続性・更新性があり、住民自身で運営でき、文化を育む力がある」と語る。

一方、パインリッジ居留地で八六年に設立された「ラコタ基金」は、オガララ・スー民族の職人や生活関連小企業に一、〇〇〇ドル以下の小規模融資を担保なしで行う活動をしている。財団などから七〇万ドルの資金を集め、すでに六〇以上の融資を行った。同居地には四八の小ビジネスがあるが、まだ一〇〇件以上の生活関連ビジネスが不足していると言う。

#### 北米連邦の中の新たな主権

良くも悪くも、インディアンの人びとを、伝統的な社会で牧歌的な生活を営む人びとと思うのは間違いである。彼らは、第二次大戦後急速に都市化を強め、二〇世紀の現実政治の中でたたかき自らの権利を実現していく勢力として登場している。六〇年代に一〇人以下に過ぎなかったインディアンの弁護士は六〇〇人に増え、ワシントンにできた約二〇のロービイスト事務所を通じて先住民ロビイスト活動が活発化している。

「インディアンは、裁判所において、かちとるべきものはほぼかちとった」とも言われる中で、現在彼らは、運動の焦点を対議会へと移している。ウインドレッドニーの謝罪・補償要求、遺骨返還要求などが議会に向けられているのはすでに見たとおりである。スー民族は、議会に対してプ

ラック・ヒルズの土地返還要求を出し、ナバホ民族ウラン鉱山労働者の遺族たちは、国家賠償要求の法案を出している。一九九〇年には、一六〇年前フロリダを追い出されたセミノール民族への四七二万ドルの補償についての最終分配案が、議会で決定されている。

インディアン主権を一定程度認める連邦裁判所の判決を受けつぎ、主権強化を目指した「新しい連邦主義」の方向が立法の場で闘われている。上院インディアン問題小委員会に特別調査委員会が設けられ、九〇年二月にはじめての報告が出された。BIAの廃止を含む新しい米国—先住民関係が提起されている。インディアン側は、部族政府を實質的な主権をもった政府に転化しようとしている。先住アメリカ人権利基金(NARF)のエコホーク理事長は次のように言う。

「現在、進行している事態は、部族政府が米国連邦制における恒久的な存在に転化しつつあるということだ。連邦政府、州政府があり、そして部族政府がある。一つの国に三つの主権が存在するのだ。これは、つまるところ、先住アメリカ人の公民権運動である。それは過去の条約を履行させることに根拠を見いだしている。」

もはやインディアンはノスタルジアの世界に祭り上げられる人々ではなく、現実の北米国家に新たな地位と主権を

確固として築きつつある人々である。彼らによって、今後、米国国家の構造は徐々に変更を加えられていくであろう。

(岡部一明)

〈参考〉

\*北米先住民をさす「インディアン」という言葉は、インドに到達したと誤解したヨーロッパ人のつけた呼称で、不適切なものである。しかし、彼ら先住民を正しくは何と呼ぶかは意外と難しく、六〇年代以降の運動の中で一時使われた「原住アメリカ人」という呼称も、「アメリカ」という言葉がひっかかって必ずしも手放しで使用されている訳ではない。彼らはアメリカ国家とは別の国家・民族であるという意識があるし、「アメリカ」という言葉自体、イタリア人航海者、アメリカ・ベスブッチの名前に由来している。先住民自身は、ホビ民族、ナバホ民族など、固有の民族名で呼ばれることを望んでいる。米大陸全体は、彼らの神話では「亀の島」(Turtle Island)と呼ばれるが、その住民を「亀の島人」(Turtle Islanders)とは言っていない。結局、(先住)アメリカ人と呼ばれるよりはましということであろうか、ポピュラーな「インディアン」が最も頻繁に使われているようだ。

また、日本語の問題として「原住民」というのが差別的であることから、通常は「先住アメリカ人」などと訳される。が、Indigenousの原意としては、単に「先に住んでいた」とい

うのでなしに、「そこに根をもつ」「固有の」といった「原住」の意に近い。日米マイノリティ会議に出席したアイヌ民族代表のチカップ・美恵子氏は、この「原住」という言葉を復権すべきだと主張している。

また、日本語の「部族」も差別的なニュアンスがあるが、英語の tribe は、先住民運動側も含めて広く使われている。しかし、自分の出身を言う場合、例えば「オサジ・ネーション」などのように「民族」を使うことが増えてきたので、本稿でもできるだけそれに従う。しかし、数百人の集団を「民族」で通すことには無理もあり、「部族政府」「部族憲法」など「部族」以外には訳せない場合も多く、その場合は「部族」を使った。黒人運動がブラックという言葉で復権させたように、先住民運動の中で復権されねばならない言葉も数多くあるように思われる。